

細則

(特別会員)

第1条 本会の特別会員は、理事会は、特別会員候補者を決議し、社員総会で推薦された者の中から特別会員を選任する。

2 特別会員候補者は、通算 8 年以上、理事または監事で年齢が満 65 歳に達したものであること。その他、理事会は、特別会員として特に相応しいものを、決議により、特別会員候補者として推薦することができる。

(名誉会員)

第2条 本会の名誉会員は、理事会は、名誉会員候補者を決議し、社員総会で推薦された者の中から名誉会員を選任する。

2 名誉会員候補者は、代表理事、副代表理事であったこと、理事の通算任期を満了したものであること。その他、理事会は、名誉会員として特に相応しいものを、決議により、名誉会員候補者として推薦することができる。

(代表理事の任期)

第3条 (代表理事の任期)

- 1 代表理事の任期は 1 期 2 年とし、2 期までとする。
- 2 代表理事に欠があり事業年度途中で選任された新代表理事の 1 期目は、選任された事業年度終了時までに加え 2 年とする。

(会費)

第4条

- 1 会費は次のとおりとし、事業年度内に納入しなければならない。
 - (1) 正会員 入会金 2,000 円
 - (2) 正会員 年会費 3,000 円
- 2 年度途中で入会する場合も年会費は当該年度の全額の納付を要する。また既納の年会費は返付しない。
- 3 この法人が認めた場合は年会費を減免することができる。

(運営事務局)

第5条

- 1 主たる事務所とは別に、運営事務局長が指定した場所に運営事務局をおく。
- 2 運営事務局長および担当の任期、および運営事務局の業務期間は 4 年とする。

(運営事務局職員)

第6条

- 1 職員は、理事会の決議を経て運営事務局長が任免する。ただし理事会の決議がやむを得ず事後となる場合は、運営事務局長の報告事項とする。
- 2 職員は有給とする。

(細則の改定)

第7条

本細則の改定は、理事会の審議を経て社員総会の決議による。

附則

- 1 この細則は令和3年6月7日から施行する。
- 2 この細則は令和6年1月22日から施行する。